

# 入札心得（工事請負用）

## 1 入札の条件

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならぬ。ただし、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「規則」という。）第115条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

納付された入札保証金は、落札した者に対しては契約締結後に、それ以外の者に対しては入札執行後に、還付する。

(2) 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。仕様書及び図面等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(3) 入札は、指定した日時、場所において執行し、入札執行者が入札開始を宣言した後の参加は認めないので、入札参加者は、入札開始時間までに入札場所に到着していること。

なお、自然災害等不可抗力により入札開始時間までに到着が困難なときは、入札執行までに入札担当部署へ連絡することとする。

(4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者は、指名通知書で示す内容により、初度の入札書と併せて工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

(7) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の8第3項の規定により、提出した入札書及び内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、入札の執行を延期又は中止することがある。

(9) 次の一に該当する入札は無効とする。

ア 入札を執行する日に有効な建設業の許可及び経営事項審査結果を得ていない等、入札参加資格のない者が行った入札

イ 委任状を持参しない代理人が行った入札

ウ 入札執行前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札

エ 初度の入札において、内訳書を提出しない者又は内訳書に未記入等の不備があった者が行った入札

オ 内訳書の工事費計の金額と初度の入札書の記載金額が一致しない入札（内訳書における1万円未満の金額の端数処理（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。）

カ 記名押印を欠く入札

キ 金額を訂正した入札

ク 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札

ケ 同一の入札に他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

コ 金額欄に「0円」と記載された入札

サ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札

シ その他市長が指定した事項に違反した入札

(10) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。

(11) 最低制限価格を設定した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者で、なおかつ最低の入札をした者をもって落札者とする。

(12) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(13) 再度の入札に付して落札者がいない場合には、当該入札を中止する。ただし、発注者の指示により、政令第167条の2第1項第8号（下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業に係る入札にあっては、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号）の規定に基づき、随意契約とすることができる。

(14) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 2 契約の条件

(1) 落札決定者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。

(2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。ただし、当該落札者が入札保証金を納付しているときは免除する。

(3) 契約の保証

ア 落札者は、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の額の現金を納付するか又は担保及び保証として契約締結時までに次のいずれかの書類を提出するものとする。なお、（ウ）～（オ）の規定による証書、保険証券又は保証証券

(以下「証書等」という。)の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該証書等に係る銀行、金融機関、保証事業会社又は保険会社が定め、契約権者が認めた措置をもって代えることができる。

(ア) 現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したのものに限る。)を指定金融機関に納付し、交付を受けた領収証書

(イ) 契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を会計管理者又は会計管理者から委任を受けた出納員に提出し、交付を受けた領収証書

(ウ) 銀行又は保証事業会社(以下「金融機関等」という。)が交付する金融機関等の保証に係る保証書

(エ) 保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券

(オ) 保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

イ 請負代金額が500万円未満の場合は、契約保証金の納付を免除するものとし、500万円以上の場合は、契約保証を付することとする。

(4) 契約の確定時期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により、契約当事者両者が契約書に記名押印したときとする。

(5) 請負代金額が100万円以上となる工事を受注した者は、建設業退職金共済組合に加入するとともに、その対象となる労務者について証紙を購入し、その収納書を発注者に提出するものとする。

(6) 落札者は、契約書の提出に合わせて、いわき市工事請負契約約款第50条の規定による仲裁合意書を契約権者(市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(7) 前金払の取扱について

ア 前金払(中間前金払を含む。)は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、指名通知書の定めるところにより、これを支払うものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(ア) 着手時における前金払 請負代金額の10分の4以内の額

(イ) 中間前金払 請負代金額の10分の2以内の額

イ 着手時における前金払の支払いを受けようとするときは、契約締結の日から20日以内に公共工事前金払請求書に保証事業会社の保証書(以下「保証証書」という。)を添付して契約権者に提出しなければならない。ただし、当該前金払に係る予算が執行されないことにより、当該契約の日の属する年度(以下「契約年度」という。)において当該前金払を受けることができない場合にあっては、その提出期限を契約年度の翌年度の4月1日から20日以内までに延長することができる。

ウ 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定による中間前金払を受けようとするときは、あらかじめ市長の認定を受けた上で、公共工事前金払請求書に保証証書を添付して契約権者に提出しなければならない。

エ イ及びウの規定による保証証書の提出は、電磁的方法であつて、保証事業会社が定め、契約権者が認めた措置をもって代えることができる。

(8) 部分払いとは、請負代金額が100万円以上の場合に限り、指名通知書の定めるところにより、契約者が請求したときにこれを支払うものとし、その額は、既成部分に対する代価の10分の9を超えない範囲内の額とする。なお、支払回数、規則に定めるところによる。

(9) 当該工事の着手の時期は、契約締結の日から5日以内とする。

(10) 契約を締結する日に有効な建設業の許可及び経営事項審査結果を得ていない場合は、契約を締結することができない。

### 3 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札談合の可能性が認められる場合は、入札参加者をくじで2者に減じて執行するものとする。

(3) 入札後に談合の事実が半明した場合は、当該入札を無効とし、契約(仮契約)中であっても契約を解除することができる。

(4) 談合情報を得たときの手続に関しては、いわき市入札談合情報処理要綱を遵守すること。

### 4 入札の辞退

(1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### 5 その他

(1) 工事の一部を下請負に付する場合は、いわき市元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(2) その他必要な事項は、その都度指示するものとする。